

土々呂地区複合型津波避難施設整備事業に関する意見募集一覧

総務部危機管理室

区分	No	意見の概要	本市の考え方・対応
計画に関する事	1	<p>実施設計において、津波波力などの影響により構造変更を行っているが、この変更に伴う工事費もかなり増大していることから、津波に対する様々な経済設計法を再検討すべきではないか。</p>	<p>本市では、他市で整備した事例を参考に、構造計画や概算工事費などの基本計画を行い、現在、基本計画を踏まえて、実施設計を行っているところです。</p> <p>実施設計においては、地質調査等を実施し、詳細な設計を行う中で、基本計画時に想定した鉄筋コンクリート造では、津波波力に対して安全性の確保が困難であることが判明しました。</p> <p>構造変更を行うにあたって、柱・梁等の断面を大きくすると更に津波波力の影響を受けることとなるため、断面を大きくすることなく津波波力にも耐える鉄骨鉄筋コンクリート造に変更することとしました。</p> <p>更に、当初、2階に計画していた防災学習室を、柱・梁等の躯体と構造を分離しないと、津波波力に耐えることができないことから、防災学習室を1階に変更し、躯体と別構造として計画を見直したところです。</p> <p>以上のように、基本計画から構造及び事業費等が大幅な変更となるため、津波避難タワー等の設計を行う上で指針となる『津波避難ビル等の構造上の要件の解説（平成24年2月）』を策定した、茨城県つくば市の「国土交通省国土技術政策総合研究所」に出向き、今回の設計変更内容が妥当か協議を行った結果、概ね妥当であるとの結論を得たことから、本計画により実施設計を完了させ、工事に着手していく予定としています。</p> <p>併せて、本施設の計画については、地域住民とも話し合いを行いながら、実施するものであり、土々呂地区の住民を津波被害から守る、重要な施設であることから、本事業についてご理解のほどよろしく願いいたします。</p>
	2	<p>支所については、現在地に固執せず移転を考慮しているのではないか。</p>	<p>本施設の建設地については、これまで何度も地区の皆様と話し合いを行った上で決定し、またそれに伴う支所の移転についても、地域の皆様と話し合いを持ち、ご理解を頂いた上で、同地区内の職業訓練支援センター1階に移転をすることを決め、既に新伊形支所は、12月より業務を開始しておりますので、それらの場所については、現在の案どおりに進めたいと考えております。</p>

土々呂地区複合型津波避難施設整備事業に関する意見募集一覧

総務部危機管理室

区分	No	意見の概要	本市の考え方・対応
その他	3	<p>土々呂地区に津波避難施設ができる事は大変うれしく思います。</p> <p>ぜひ、その施設の東西南北に避難通路を整備してはどうか。</p>	<p>南海トラフ地震に備え、津波の浸水想定地域においては、高台や避難ビルの指定を行うとともに、その避難施設への避難路整備についても、地域の皆様と協議をしながら鋭意進めているところです。</p> <p>また土々呂地区の下洲ノ鼻区、棧橋区、茶屋区及びその周辺地区については、高台や避難ビルなどの津波指定緊急避難場所が無い「特定津波避難困難地域」として指定したことから、津波避難施設の整備を行う予定としております。</p> <p>土々呂地区においては、今回整備予定の津波避難施設以外にも高台や避難ビルなどを指定していることから、地区内の皆様におかれましては、まずは、一番近い避難施設を把握する上でも避難訓練などを実施していただき、避難施設及び避難路の確認をしていただくことが重要だと考えております。</p> <p>本市としましても、地区で開催する避難訓練を積極的にサポートしてまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>
	4	<p>基本計画から実施設計において大幅な事業費の変更となっているが、チェック体制に疑問があります。事業費が3億円から8.8億円へ増えましたではすまないと思います。</p> <p>変更の要因となる「地質調査」や「波力の影響の検討」は、予算決定の過程で実施し、事業検討を行うべきではないか。</p>	<p>本事業の予算化するにあたっては、他市の同等の施設や、本市で整備をおこなった避難タワーの整備実績に基づく㎡当たりの単価などを用いて、基本計画を作成したうえで、事業費の算出を行ったところですが、その後平成30年度より着手した実施設計を行う中で、最大で8.5mの津波浸水深に伴う津波波力に耐えうる施設とするためには、他市の施設よりもかなり強固な構造にしなければならないことが判明しました。</p> <p>そのため、津波波力に耐えうる施設にするために構造変更を行った結果、事業費及び工事期間についても変更が生じたため、この度の債務負担行為の変更を行うことが必要となったところであり、その妥当性などについて、茨城県つくば市の「国土交通省国土技術政策総合研究所」に出向き協議を行い、概ね妥当であるとの結論を得ております。</p> <p>今後は、当初から津波浸水深の大きさに応じた基本計画策定を行うなどにより、実施設計において大幅な変更が生じることがないように取り組んでまいります。</p>